

(案)

電力需給契約書

いわき市（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇[登録番号：〇〇〇〇]（以下「受注者」という。）は、北部浄化センターで使用する電力の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、発注者の使用する電力を安定的に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約電力、契約単価及び供給場所）

第2条 契約電力、契約単価及び供給場所は、別紙のとおりとする。

（供給期間）

第3条 供給期間は、令和4年4月1日0:00から令和5年3月31日24:00までとする。

（契約保証金）

第4条 発注者は、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第136条第4項第4号の規定に基づき受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務の譲渡）

第5条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第6条 発注者及び受注者は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の終了後又は契約の解除後においても同様とする。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。なお、この場合、契約単価の変更は行わない。

（計量及び確認）

第8条 受注者は、毎月1回一定の日（以下「計量日」という。）に使用電力量を

電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者に通知しなければならない。なお、計量日は発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に、契約の履行を確認するための検査を完了しなければならない。

(料金の請求及び支払)

第 9 条 受注者は、前条第 2 項の規定による検査に合格したときは、月ごとに電気料金を発注者に対し適法な請求書により請求するものとする。

- 2 前項に規定する電気料金は、次の第 1 号から第 3 号に掲げる金額の合計額とする。

なお、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第 1 位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する契約電力に契約単価における基本料金単価を乗じて得た額（力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額）
- (2) 使用電力量に第 2 条に規定する契約単価における電力量料金単価を乗じて得た額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金

- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に電気料金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第 10 条 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき事由により、前条第 3 項の期間内に料金を支払わないときは、遅延日数に応じ、**政府契約の支払い遅延に対する遅延利息率（財務省告示）**で定める割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の支払を発注者に請求することができる。

(損害賠償)

第 11 条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の電力供給の処理が不適当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

(4) 受注者がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 2 月 22 日制定) 第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者と認められるとき。

(違約金)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として当該日から契約期間満了までの予定使用電力量に第 2 条に定める契約単価における電力量料金単価を乗じて得た額と契約電力に契約単価における基本料金単価を乗じて得た額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生責務者等

(談合その他不正行為による解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第 15 条 受注者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注者が事実を知った日からこの契約による契約期間満了までの予定使用電力量に第 2 条に定める契約単価における電力量料金単価を乗じて得た額と契約電力に契約単価における基本料金単価を乗じて得た額の合計額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間

内に発注者に支払わなければならない。この契約が満了した後も、同様とする。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認め
る場合
- (2) 前条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

(補則)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 氏名 いわき市
いわき市長 内田 広之 印

受注者 住所
氏名 印